DLI 採血担当医師各位

公益財団法人 日本骨髄バンク ドナーコーディネート部

【DLIドナーの補償期間変更について】

DLI ドナーの「骨髄バンク団体傷害保険」補償期間の変更に伴い、下記をご確認のうえご 対応をお願いします。

1. DLI ドナーの補償期間変更について

当法人では、万一、ドナーに健康被害が起きた場合に備えてドナー補償のための「骨髄バンク団体傷害保険」に加入しています。通常、DLI もこの保険の対象とされていますが、現行では骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して2年を超えてDLIを実施する場合はこの保険の対象外となることから、別途補償制度を設けていました。

この度、2017年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーについて、DLI 補償期間が2年から7年に変更されることとなりました。

《2017年4月以降に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーが対象》

- ○骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>7年以内</u>に DLI が実施された場合 「骨髄バンク団体傷害保険」により補償されます。
- ○骨髄・末梢血幹細胞採取日の翌日から起算して<u>7年を超えて</u>DLI が実施された場合 「骨髄バンク団体傷害保険」の対象外となります。万一、DLI 採血によって健康被害が 起きた場合は、日本赤十字社の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」 に準じて当法人が定めた補償を行います。概要は下記のとおりです。
- ※<u>2017年3月以前</u>に骨髄・末梢血幹細胞提供をされたドナーは<u>現行の2年以内の補償期間となる。</u>

<補償の概要>

 ①医療手当 医療機関で受診した場合に要する医療費以外の費用を補填。 日額 4,480 円、月ごとの上限は 35,800 円
②障害給付 後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付。 基礎額 8,800 円に障害等級 1 ~14 級に応じた倍数を乗じて得た額 (44 万から 1,179 万 2 千円)とする。
③死亡給付 採血によって生じた健康被害が原因で死亡したドナーの一定の 範囲の遺族に対して一時金を給付。880 万円。

- 2. 説明書、同意書等の変更について
 - ・下記について、補償期間の部分が変更となります。
 - (1) 説明書等
 - 『DLI について』
 - ・P3 「~DLI 採血時の健康被害の補償について~」
 - ② 『DLI 採血前のドナーの方へ ~DLI に関する説明書~ 』
 - ・P11「Ⅲ. DLI 採血時の健康被害の補償について」
 - ・P12「骨髄バンク団体傷害保険の概要」
 - ③『ドナーのためのハンドブック』
 - ・P52「Ⅱ. ドナー補償のための骨髄バンク団体傷害保険」
 - (2) 同意書
 - ④ **『DLI の採血に関する同意書**』は2種類になります。
 - ・2017年3月以前骨髓/末梢血幹細胞採取用
 - 2017年4月以降骨髓/末梢血幹細胞採取用
- 3. ドナーへの対応について
 - (1) 4月17日以降にドナーへ送付するハンドブックには、変更文を挟み込みます。
 - (2) 確認検査・最終同意面談時の説明は、4月以降(可能な時から)面談時に別紙「ドナーのためのハンドブック」挟み込み用を渡し、7年と説明します。
 - (3) すでに面談済みで、4月以降に骨髄・末梢血幹細胞採取が予定されているドナーについては、説明は不要です。DLI 依頼時に新たな説明書で説明します。
 - (4) DLI 依頼時の対応
 - ①2017年3月以前の骨髄・末梢血幹細胞提供のドナーの方への説明⇒2年以内/2年を超えたで説明
 - ② 2 0 1 7年4月以降の骨髄・末梢血幹細胞提供のドナーの方への説明 ⇒ 7年以内/7年を超えたで説明
 - ③ **『DLI の採血に関する同意書**』は①②に応じた同意書を使用します。